

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	農用地利用規程の認定	
根拠法令・条項	農業経営基盤強化促進法 法第23条第3項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>法第23条第3項</p> <p>同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	4週間
	標準処理期間を設定できない理由	